

様式第6号(第7条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号

氏名 トネリサイクルシステム株式会社

代表取締役 川原 和哉

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

第7条 第1項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の規定により、下記のとおり許可し

第7条の2第1項

ます。

深谷市長 小島 進



記

許可番号	第 74 号		
許可年月日	令和6年 4月 1日		
許可の有効期限	令和8年 3月31日まで		
取り扱う 一般廃棄物の種類	・事業系一般廃棄物および事業所から発生した資源物		
処理の区分	1 収 集	2 運 搬	3 処 分
	※積替え保管は除く		
許可条件	<ul style="list-style-type: none"> ・深谷市一般廃棄物処理計画等で定めた事業活動に伴って生じる一般廃棄物（燃やせるごみ）、資源物とする。 ・搬入する一般廃棄物は深谷市内で発生したものに限る。 ・事業活動によって発生した一般廃棄物の搬入先は、大里広域深谷清掃センターとする。 ・事業所から発生した資源物（カン類、ビン類、ペットボトル、紙類）の搬入先は深谷市資源物等置場とする。 ・法や条例を遵守し、市の指導に従うこと。 		
許可の更新又は変更 の状況	許可(届出)年月日	許可番号	変更内容
	令和6年4月1日	第74号	許可更新

よく分別し、再資源化等ごみの減量化を図ること。
は、可燃ごみは透明・半透明袋、不燃ごみは透明袋を使用し、黒
ないこと。

用する車両から、一般廃棄物が、飛散、流出並びに悪臭が漏れる
意すること。

再商品化法施行令第1条に定めるものは、指定引取先に搬入する
引取先がある市町村の特定家庭用機器の収集運搬許可を取得す

する際は事前に「家庭ごみ運搬委任状」を環境衛生課へ提出する